

## 建設工事に用いる工事材料の品質証明資料の受付手続き方法

### 1 目的

この手続き方法は、工事に使用する材料について、工事毎に提出しなければならないその品質を証する資料（以下「資料」という。）のうち、使用頻度の高い材料等の品質を証する資料を一括して現地事務所に保管することで、工事毎に提出する資料を省略し証明書の写し等にかえることにより、発注者、受注者及び製造者の事務の低減を図ることを目的とする。

### 2 対象材料

資料の提出を省略できる材料は、岐阜県建設工事共通仕様書（以下「共仕」という。）に基づき使用する材料のうち、下記の製品とする。

- (1) 使用頻度の高いもの（以下「高頻度材料」という。）⇒（共仕 参考資料 資料編. 5）
- (2) 上記（1）以外のコンクリート二次製品合格一覧表及び土木工事積みブロック指定工場一覧表に記載する製品⇒（共仕 参考資料 資料編. 2、3）
- (3) 上記（1）（2）以外の J I S 指定商品（J I S 指定商品であることを証明する書類の提出）
- (4) アスファルト混合物事前審査の認定品（認定書の写しを提出）⇒（共仕 参考資料 資料編. 4）

また、高頻度材料の取り扱いについては、掲載品目は県下統一とするが、事務所長は所内の使用実績から不要品目を削除し、使用頻度が高い品目がある場合は追加できるものとする。

ただし、共通仕様書でいう「事前に監督員の検査（確認）を受けなければならない材料」は、原則として除くものとする。

### 3 実施方法

受注者は、この手続き方法に基づき資料の提出を省略する場合は、事務所で保管する資料が当該工事で使用する材料の品質を証明する資料であるか否かを確認のうえ、使用材料調書（共仕 第 13 号様式）にその旨を記載し、提出するものとする。

### 4 高頻度材料の資料取りまとめ及び保管

- (1) 事務所長は、高頻度材料についての資料の取りまとめ及び保管する資材担当職員（以下「取扱責任者」という。）を定め、適正な運用を図るものとする。

取扱責任者は、管内の（社）建設業協会から提出のあった資料を取りまとめ保管管理を行うものとする。

なお、資料の取りまとめは現地事務所単位に毎年度当初に行うものとし、年度途中で（社）建設業協会から提出のあった場合には、追補するものとする。

- (2) 取扱責任者は、資料の適正な保管に努めるとともに、この材料を使用する者に閲覧させなければならない。閲覧時間は勤務時間内とし、貸出し、複写は行わないものとする。